平常時の自主防災組織の活動 Ш

災害時の被害を最小限に抑えるため、平常時から、自助・共助の推進を図りましょう。 地域の実情や避難行動要支援者への配慮を踏まえ、次のような取り組みを行うことで 活動の充実が期待されます。

1 防災知識の普及 (P6~8)

- (1) 防災講座の開催
- (2)市民防災センターの活用
- (3) 民生委員児童委員や福祉協力員と連携した避難行動支援制度の周知
- (4) 防災広報の発行
- (5) 防災アンケートによる洗い出し
- (6) 日常の町内会活動の活用
- (7) 防災運動会の実施事例

2 地域の把握 (P9~11)

- (1) 災害図上訓練DIG(ディグ)の実施
- (2)防災まち歩きの実施
- (3)公民館、コミュニティセンター、学校との連携 (4)防災マップの作成

3 防災訓練の充実 (P12~18)

- (1) 段階的な防災訓練の実施例
- (2) 各専門部における実働訓練
- (3) その他訓練の実施方法などの情報源
- (4)訓練支援制度一自主防災組織活動支援報償制度
- (5) 防災訓練紹介

4 自助備蓄及び共助備蓄の推進(P19~20)

- (1) 備蓄の推進
- (2) 自助備蓄及び共助備蓄物資の目安
- (3) 共助備蓄物資整備補助制度の概要

5 安否確認の仕組みの構築 (P21~24)

- (1) 山形市内での安否確認の仕組みづくり事例
- (2) その他の安否確認の仕組みづくり事例

6 山形市避難行動支援制度の周知と活用 (P25)

- (1) 山形市避難行動支援制度とは
- (2) 避難行動要支援者となる方
- (3) 申込み方法

1 防災知識の普及

防災講座や日常の町内会活動の活用などにより、地域住民への防災知識の普及を促しましょう。

(1)防災講座の開催

山形市では、自主防災組織が主催する防災講座に職員が出向き、地震や風水害などの 災害への備えや防火などをテーマとした「出前講座」を実施しております。この他にも、 県(アドバイザー派遣)、警察及び山形地方気象台においても防災講座を行っております ので、これらの支援を有効にご活用ください。(出前講座申込書P52「資料3」を参照)

担当:山形市防災対策課地域防災係 641-1212 内線381又は382

山形県警察本部 警備第二課 626-0110 内線5792

山形県山形警察署 警備課 627-0110

(2) 市民防災センターの活用

市民防災センターでは、地震や火災などの災害予防について、体験を通じて学ぶことができ、防災・減災に役立てていただけます。

また、自主防災組織の活動に関する情報提供や、自主防災組織の活動に関する相談に対しアドバイスや支援を行っております。

■住 所	〒990-0853 山形市西崎9番地1 西消防署本署東側
	(山交バス 二中前バス停から徒歩10分)
■問い合せ	山形市市民防災センター
	電話番号 023-643-1191
■開館時間	午前9時30分~午後4時
■入館料	無料(体験時間は、おおむね1時間30分)
■休館日	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)
	年末年始(12月29日~1月3日)

※団体(10名以上)でご利用いただく場合は、あらかじめ山形市市民防災センターまでご連絡ください。(申し込み後、内容確認のため利用申込書を提出していただきます。)

(3)民生委員児童委員や福祉協力員と連携した避難行動支援制度の周知

民生委員児童委員や福祉協力員と連携し、地域の皆様には、山形市避難行動支援制度 の周知をお願いします。(P25参照)

(4)防災広報の発行

住民のみなさんから少しでも防災に関心を持っていただくため、災害への備えや自主 防災活動への理解や協力を啓発する「防災広報(チラシ)」の発行も有効です。(防災広 報の例は、P62「参考資料1」を参照)

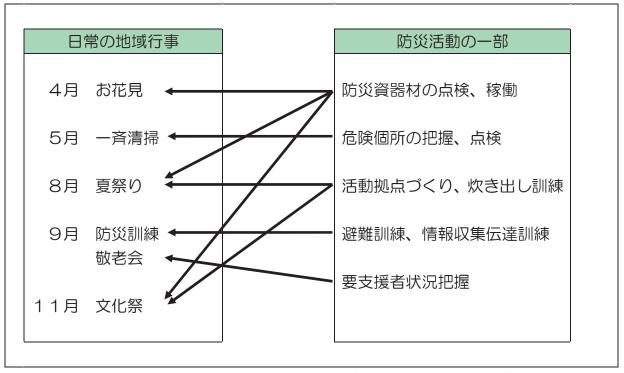
(5)防災アンケートによる洗い出し

住民のみなさんの防災に対する『気づき』を促し、災害に対する備えを啓発するほか、 防災への意識やニーズを把握する手段として「防災アンケート」も有効です。(防災アンケートの例は、P63「参考資料2」を参照)

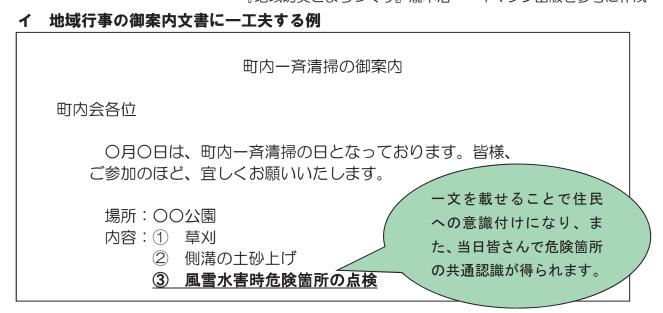
(6)日常の町内会活動の活用

平常時に行う防災活動は、「防災訓練」だけではありません。町内会による地域の行事と絡ませながら、日常的に防災に関する活動を盛り込むことも防災活動の一環になります。

ア 日常の地域行事を活用した防災活動の例



『地域防災とまちづくり』瀧本浩一 イマジン出版を参考に作成



(7)防災運動会の実施事例

兵庫県姫路市では地域の消防防災の取組みとして、災害を想定した競技やゲームを運動会形式で行う「消防防災運動会」を平成 20 年度から開催しています。

参加した市民は、予選・本大会を含めて約4,500人にのぼります。

競技は以下の6種目で、競いながら、楽しみながら防災のスキル(技術)を身に付けています。

- 担架作成・搬送ゲーム
- 防災障害物リレーゲーム
- 水バケツリレーゲーム
- 災害救助ゲーム
- 防災装備品創作ゲーム
- 防災クイズ



(例)

<防災障害物リレー>

大人と子どもの合計6名でチームを構成し、救命措置や初期消火の訓練を実施しながらタイムを競う。



(出典) 消防庁『自主防災組織の手引』平成23年改訂版 (参考) 姫路市消防本部ホームページ

2 地域の把握

地域内の危険個所や避難場所、避難経路、要支援者、災害時に有効な施設や設備など、防災上で必要となる地域の情報を把握し、災害時の活動に役立てましょう。

また、これらの情報を掲載した『**防災マップ**』を作成し、情報の共有化を図りましょう。 なお、防災マップの作成に際しては、個人情報の取り扱いに十分注意して下さい。

(1)災害図上訓練DIG(ディグ)の実施

災害図上訓練DIGは、災害・想像・ゲームを意味する簡易な図上訓練であり、具体的には「大きな地図を参加者全員で囲み、災害を想像して、イメージトレーニングしてみよう」という訓練です。

災害図上訓練DIGを通じて、町や人を再確認し、地域における災害の強さや弱さに 気づき、今後の対応を考えるきっかけをつくることができます。

参加者全員で作業したり、意見をよせあったりして、真剣ながらもゲーム感覚で災害 対応のトレーニングを実施してみましょう。

災害図上訓練DIGは、防災対策課で準備等も含めた支援(指導)が可能ですのでご相談ください。(図上訓練の申込みは、P51「資料2」を参照)

【災害図上訓練DIG(ディグ)】

災害図上訓練DIG(ディグ)は、

Disaster Imagination Game

(災害) (想像力) (ゲーム)

の頭文字をとった言葉です。

英単語の dig [動詞] には、「掘り起こす、探求する、理解する」という意味があり、「防災意識を<u>掘り起こす</u>」、「地域を<u>探求する</u>」、「災害を<u>理解する</u>」といった意味が込められています。

参加者は地図を囲み、地図にマジックで色を塗ったり、シールを貼ったりして、地域の特徴を再認識します。また、地域の危険はどこか、災害が起きたらどうするかなどを議論しながら、防災意識を高めます。「防災井戸端会議」と言っても良いでしょう。





(2)防災まち歩きの実施

防災まち歩きは、実際にまちを歩いて、防災の視点から自分達が暮らす「まち」を再確認するものです。

災害図上訓練DIGの実施と合わせて、まちの構造や危険個所、災害時に役立つ施設や設備、避難経路などを実際に確認することで、より地域における災害の特徴や必要となる対応がみえてくると考えられます。

ぜひ、自分の「まち」を再点検してみましょう。



まち歩きでの注意点

- 団体行動のため、グループが分散しないように個人の身勝手な行動は慎む。
- 交通事故、特にバイク、自転車等の接触に気を付ける。
- ・他の歩行者へ配慮する。
- ・危険、注意箇所が個人の所有物の場合、その場で議論や写真撮影はトラブルのもと
- 体調に気を付けて暑い真夏の炎天下や真冬の寒い時期を避けて実施。

(3)公民館、コミュニティセンター、学校との連携

市避難所では、毎年1~2回、避難所運営委員会を開催し、役員の顔合わせと運営ルールの確認を行い、場合によっては避難所開設運営訓練を行います。

これらに積極的に参加し、災害時の役割や行動について確認をしましょう。

また、地区避難所へ避難を予定している自主防災会は、管轄する防災支部の施設や役員、連絡先の確認をして防災マップなどに記載しておきましょう。



企業(事業所)との連携→マンパワー、物資、資機材による協力(応援協定)

住民の多くが仕事や学校に行っている平日の日中に、大きな災害が発生した場合、 地域内の企業(事業所)の応援・協力が得られれば、救助・救出活動等をより効果的 に行う事ができます。

災害時における自主防災組織と企業(事業所)との連携としては、主に従業員の地域防災活動への参加や企業(事業所)の保有する物資や資機材による協力が考えられます。

その他、地区避難所を保有しない自主防災会においては、企業(事業所)の保有する事務所等を地区避難所や災害時の自主防災組織本部として活用できれば地域防災力は向上します。

(4)防災マップの作成

「災害図上訓練DIG」や「まち歩き」で得た情報を基に、山形市洪水避難地図や避難場所地図などを参考にして、防災マップを作成しましょう(防災マップの例は、下図参照)。住民のみなさんで作成する中で、次の活動に向けたアイディアが生まれたり、新たな発見があるかもしれません。作成のプロセスでも大きな効果が期待できます。

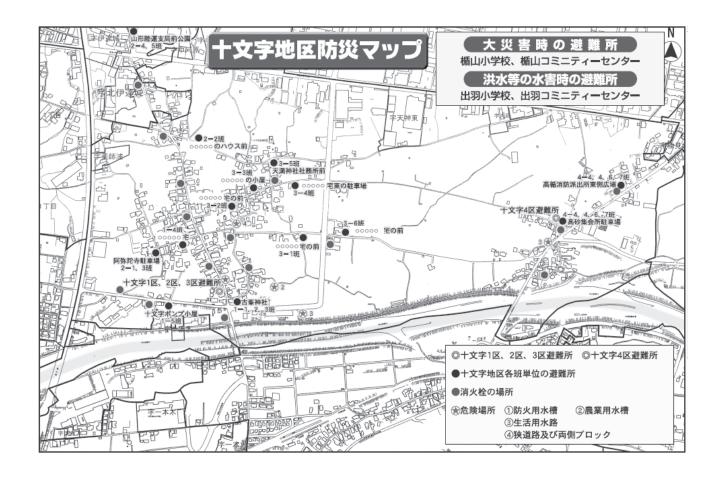
なお、地域内の状況の変化を捉え、防災マップは随時更新していくことが重要です。 (P44「W 地区防災計画」参照)

(参考:防災マップに掲載する情報例)

- 地域内の危険個所
- 避難場所及び避難所
- 防災資器材(共助備蓄物資)の保管場所
- 消防、警察、病院、店舗など災害時に役立つ施設
- 資器材を有する事業所や個人
- ・公衆電話など災害時に役立つ設備 など

- ・技能を有する人材
- 要支援者

★個人情報の記載★ 個人情報の開示によって問題 が生じることもありますので、公 表には十分注意しましょう。



3 防災訓練の充実

市が実施する防災訓練に参加したり、自主防災組織の防災計画に沿った防災訓練を実施し、組織体制の確認・検証・改善、防災意識の向上を図りましょう。

また、他の自主防災組織と連携した訓練や、停電時等に有効な発電機の運用技術の習得、夜間訓練など、地域の状況に応じた様々な訓練を実施することで防災力の向上が期待されます。

(1)段階的な防災訓練の実施例

防災活動の充実を図るため、次のような「段階的な防災訓練」を実施する方法もあります。(防災訓練の申込みは、P51「資料2」を参照)

第1段階:市などが実施する防災訓練や防災研修会への参加

地域ぐるみで防災訓練や防災研修会に参加

- 市総合防災訓練
- 市避難所開設運営訓練
- 防災研修会 など
- ※市などが実施する防災訓練や防災研修会に、子どもや高齢者にも呼びかけて地域ぐるみで参加し、住民の防災意識を高めましょう。毎回参加することで、少しずつ地域の災害対応力が高まるでしょう。
- ※防災訓練や防災研修会に参加しながら、地域でどのような訓練を行うことが必要かを考えてみましょう(訓練のアイデアを考える)。



第2段階:個別実働訓練の企画・実施

個別実働訓練の企画・実施

- 炊き出し訓練
- 初期消火訓練、救急講習(AED)
- 情報収集伝達訓練、避難誘導訓練、ペットとの同行避難訓練 など



第3段階:各専門部による実働訓練の企画・実施

災害発生時を想定した各専門部における実働訓練の企画・実施

- 災害想定に基づく各専門部の実働訓練の実施
- ※(2)を参考にして、各専門部(避難誘導部、避難所運営部等)で災害を想定した実働訓練を 実施すると、地域の災害対応力はいっそう高まるでしょう。
- ※同じ市避難所、地区避難所に避難することになっている近隣の自主防災組織と資器材の利用なども含め共同で実施することで、さらに実効性が高まるでしょう。



第4段階:地区防災訓練の点検・評価

自主防災組織が実施する防災訓練

● 第1段階から第3段階で実施した訓練を総括

ここまでに実施した訓練での課題点を整理し、防災計画の見直しなど、今後の活動に向けた改善を行う。また、地域に必要な情報、人材、資器材の再確認を図る。

(2)各専門部における実働訓練

被害想定を基にした、各専門部における実践的な実働訓練を実施しましょう。

訓練1 情報収集・伝達訓練

被害想定を基に地域内の被害状況(死傷者や建物・道路被害、火災など)や避難状況を収集し、防災支部や市避難所に報告する手順や、防災支部や市避難所からの情報、テレビやラジオから得た情報を住民に伝達する手順を訓練します。

具体的な伝達の手段(トランシーバー、口頭、携帯電話など)や連絡先の確認も行いましょう。

①地域から防災支部への情報収集・伝達訓練(例)

I 総務広報部や各組長を中心に地域の 被災状況を収集する。



Ⅲ 現場や住民から被災状況を収集して「いつ・誰が・どこで・どうして・どのように」なっているのかメモする。



Ⅲ 収集した被災状況を総務広報部長に 報告し、会長へ伝達する。



Ⅳ 地域の情報を記録・整理して防災支 部または市避難所に報告する。

【ポイント】

- 詳しい状況がすぐにわからない場合は、まずは概要のみを速やかに報告し、詳細は後で報告する。
- 人的被害の情報は特に事実確認を 確実に行う。
- 防災支部または市避難所に報告する者を決め、やり取りに矛盾が無いようにする。
- 異常が無い場合も、必ず報告する。
- 通信機器の使用方法を習得しておく。
- 事前に安否確認方法を決めておく。
- 重要な情報はメモしておく。



確認・報告が必要となる項目

- ・ 地区内の人的被害や行方不明者数
 - 「〇時〇分現在、けが人〇名、安否不明者〇名、倒壊家屋内に〇名以上・・・」
- 建物や道路の損壊状況
 - 「〇〇町一丁目交差点の電柱倒壊・・・」
- 通行止めとなっている道路や孤立した地区
 - 「〇〇町の国道〇〇〇号線北線車線に数十mに亀裂。通行不可・・・」
- ・ 火災の発生状況
 - 「〇〇町内で火災発生。消防へ連絡済み・・・」
- 浸水した地域(風水害の場合)
 - 「〇〇地区東部一帯が浸水、一部1m以上の浸水箇所あり・・・」
- ※情報収集可能な範囲で結構です。把握している情報の報告をお願いします。

②防災支部から地域への情報伝達訓練(例)

- 防災支部または市避難所からの情報
- 会長、副会長が総務広報部長へ情報報告
- Ш 総務広報部長が部員に指示を出す
- Ⅳ 住民に伝達する

【ポイント】

- 難しい言葉を避け、簡潔に伝達す
- メモ等の文書を渡すなど、伝達は 正確に行う。(特に数字の間違いに 注意)
- 伝達の経路や伝達する地域を定め ておく。
- 視聴覚等に障がいのある人や、日 本語が不自由な外国人への伝達に は十分配慮する。

住民への伝達方法

避難の伝達などは、急を要しますのでハンドマイクや、広報部・避難誘導部による広 報活動などが考えられますが、災害発生後の各種情報などを地域住民へ周知するには、市 避難所や地区避難所などへの掲示なども有効な周知方法です。

日頃から、地域住民へ災害時の情報伝達方法を周知しておくことが、安心に繋がります。

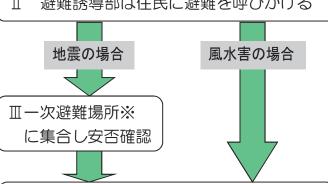
訓練2 避難誘導訓練(例)

災害により避難が必要になった場合の避難方法や、自主防災組織としてする手順を訓練 します。(安否確認方法は、P21及びP27も参照のこと)

Ι 市から避難に関する情報が発令された 想定のもと、会長が避難誘導部長に住民 を避難させるよう指示する



避難誘導部は住民に避難を呼びかける



- 市避難所または地区避難所へ避難する ※風水害時は、ここで安否確認
- ※一次避難場所も地区の特性に応じて検討が必要です。 市避難所も災害の種類により異なる場合があります。

【ポイント】

- 住民は各自、非常時持出袋を携行
- 人数や要支援者の状況を正確に把 握する。
- 複数の避難経路を想定し、被災の 状況に合わせてより安全な避難経 路を選ぶ。
- 避難中もラジオなどで情報を入手 する。
- 夜間や冬季に行うなど、時間や季 節を工夫する。
- 水害時は立退き避難に危険を伴う ことがあるので、近くのビルなど への「近隣の安全な場所」への立 退き避難や自宅2階の「屋内安全 確保」を検討する。

訓練3 地区避難所運営訓練(例)

集会所などの施設を地区の避難所として開設し、自主防災組織が主体となり自主運営する手順を訓練します。

- I 避難所施設の安全確認を行い、 避難所を開設する
- Ⅲ 避難者名簿を作成し、避難者を把握する
- Ⅲ 生活スペースの区割りや生活ルールを設定する

【ポイント】

- 避難者の安全を最優先とする。
- けが人や要支援者、女性に配慮した避難所づくりを行う。
- 自助備蓄物資の持ち込みを促す。
- 避難中もラジオなどで情報を入手 する。
- 避難者に避難所運営への参加を促す。
- 発電機や投光器などを住民皆さん が使用できるように、使用方法の 確認をする。



(参考)『自主防災組織活動マニュアル』山形県村山総合支庁

避難所部屋割り訓練

避難所の間取り図を用意します。ある程度避難者数を想定し「避難所運営マニュアル」で取り決めたことを参考に、役員や避難所運営部による部屋割りをシュミレーションしてみましょう。本部室や居住空間、調理室、掲示板箇所、授乳室、物資置場、立入禁止区域など事前に共通認識を持つことは重要です。

(3) その他訓練の実施方法などの情報源

総務省消防庁が作成した「チャレンジ!防災48」には、次のような、さまざまな訓練の実施方法などが解説されています。下記に掲載されていますので、是非参考にしてください。探し方が不明な場合は、市防災対策課に相談してみてください。

(ホームページアドレス http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html)

- 毛布で応急担架を作る
- 避難所で寝る場所を作る
- 身近なものであかりを作る
- サバイバル紙食器作り など



~「大きい声」を出しましょう!!~

防災訓練では、声を出すことが非常に大事です。初期消火では火事ぶれの「火事だ~!」、救急講習(AED)では「大丈夫ですか!」、「119番通報お願いします!」、避難誘導や避難所運営でも常に大きい声を出して周知を図かり、指示することが必要になります。 恥ずかしがらずに、訓練時から大きい声を出すことを心がけましょう。

(4)訓練支援制度-自主防災組織活動支援報償制度

この制度は、地域における防災力の向上を目指し、自主防災組織が災害への備え として取組む防災訓練等の活動に対して報償金を支給し、防災訓練の実施を促し 自主防災組織の育成と活動の充実を図るためのものです。

対象となる防災訓練	達訓練、要支援者支援訓練 体験訓練、共助備蓄資機材 ●地区自主防災組織連絡協 実施も報償対象	救出訓練、図上訓練、情報収集・伝 意、初期消火訓練、煙・地震等 対取扱訓練 等 認議会又は他の自主防災組織と合同 は、組織の一部の組織員を対象とした
	防災訓練の実施に係る 経費	 防災訓練に係る経費 防災訓練の資材等作成に係る 経費
対象となる経費	防災訓練の実施に係る 間接的経費	 共助備蓄物資等の保守点検及び補修、補充、更新等に要する経費 防災訓練参加を呼び掛けるための案内作成、配布等に要する経費
報償金の額	50世帯未満	30, 000
(平成31年3月	50世帯以上200世	
現在)	200世帯以上500	
	500世帯以上	60, 000

[※]制度の内容については、見直される場合があります。

(5)防災訓練紹介

■地区で統一して実施する防災訓練の例−鈴川地区避難誘導訓練

鈴川地区では、地区全体で避難誘導訓練を毎年実施しています。市避難所である鈴川コミュニティセンター、鈴川小学校、第四中学校及び東小学校(鈴川地区から避難)に各自主防災会から避難します。併せて避難所開設訓練を実施しています。参加者は1,000人近くになる大規模な訓練です。(写真は平成29年度の防災訓練)

このように地区が主体となって訓練を実施することで、全ての自主防災組織が避難する 避難所開設訓練を実施できます。実際に大災害が発生した場合と同じような避難所の状況 を確認できるとともに、互いの自主防災組織の協力関係強化も期待できます。

全ての防災会から避難所に避難した鈴川地区防災訓練







避難後に防災倉庫資機材・備蓄品確認(鈴川コミセン)

避難訓練の状況 (鈴川小学校)

避難行動要支援者の避難 (第四中学校)

■地区で統一して実施する防災訓練の例-第三地区防災訓練

第三地区の防災訓練の特徴は、この訓練の狙いが防災訓練を通じて各防災会の参加者に 訓練のポイントとなる点を教育し、各防災会が自分の防災会で訓練する際に活かしてもら うことにあります。つまり各防災会の指導者の育成が狙いです。

このため、準備段階で各訓練(情報収集(安否確認)訓練、初期消火訓練、救出訓練、救護訓練(心肺蘇生法・AED・応急処置)、搬送訓練、炊き出し訓練)ごとにポイントとなる事項をまとめた資料を作成しました。

訓練においては、作成した資料に基づき、各訓練ごとポイントとなる点を重点に各防災会からの参加者に教育していきました。

このような訓練を実施することにより、自主防災組織を立ち上げたばかりでも訓練実施が容易になるとともに、地区内全ての自主防災組織の訓練内容が充実し、防災力向上が大いに期待できます。(写真は平成30年10月の防災訓練)

各訓練のポイントを各自主防災組織の参加者に教育







初期消火訓練

救護訓練(心肺蘇生法)







救出訓練

搬出訓練

■自主防災組織の防災訓練の例ー桜田東自主防災会

参加者は200名近くであり、訓練内容も豊富です。煙中避難訓練など家族ぐるみで参加し体験できるものも用意されています。訓練段階(P12参照)としては第3段階から第4段階に相当します。

また、防災訓練に多くの人が参加することは、「顔の見える関係」が構築され、地域防災力は更に向上します。



桜田東自主防災会の訓練状況



自主防災組織を立ち上げたばかりの防災会では、すぐに大規模な防災訓練を実施することは困難です。最初はできるものから実施し、少しずつ訓練内容を充実していくことが何より重要です。

初めて防災訓練を企画する防災会では、P12に記載されている第1段階から第2段階の訓練の中で、地域でどのような訓練を行う事が必要なのか考えてみましょう。

市や消防署からの協力でできる訓練(初期消火訓練や心肺蘇生法訓練)から始めてみれば防災会の負担も少ないでしょう。

4 自助備蓄及び共助備蓄の推進

「自分の命は自分で守る」ことを基本に、個人や家庭が日常的に必要とする物資の備蓄 (自助備蓄)を推進しましょう。また、自主防災組織の活動で必要となる物資の備蓄(共助備蓄)の充実を図り(市の補助制度有)、いざというときでも的確に使用できるよう、 使用方法を習得するとともに定期的に点検を行いましょう。

(1) 備蓄の推進

自助備蓄については、防災広報の発行や防災アンケート、防災講座の開催などによる 防災知識の普及、啓発活動などにより、各家庭における備蓄推進を呼びかけましょう。 あわせて、防災訓練(避難訓練や避難所運営訓練)などの機会を捉え、避難する場合は、 非常持出品を持参するよう啓発しましょう。

共助備蓄については、自助で備蓄すべきものとの区分を整理し、自主防災組織の活動 内容を踏まえた備蓄物資の整備を図りましょう。

なお、山形市では、共助備蓄物資の整備に対して補助金を交付しております。お申込みについては、市防災対策課へお問い合わせください。(申請書P46「資料1」参照)

(2) 自助備蓄物資及び共助備蓄物資の目安

区分	種類	内容
		非常食料(栄養補助食品、アメ、チョコレート、飲料水など)
		衣料品(下着、靴下、長袖、長ズボン、防寒具、雨具、軍手など)
	 非常持出品	救助避難用具(呼笛、懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池など)
	14年4月11日	貴重品等(現金(硬貨)、通帳、印鑑、保険証など)
		自分にしかあわないもの(お薬手帳、眼鏡、コンタクトレンズ、
		入れ歯、ミルク、紙おむつ、ほ乳瓶、常備薬、生理用品など)
自助備蓄	備蓄品	食糧品(レトルト食品、インスタントラーメン、1人1日あたり
	ローリングストック	約3リットルの飲料水など)
	方式※がおすすめ	生活用品(給水用ポリタンク、テッシュペーパー、ラップ、長靴、
	1	カッターナイフ、簡易トイレ、新聞紙、割り箸など)
	※普段から食料品や生	E活用品などを少し多めに購入し、使った分だけ買い足すことで
	常に一定量を備蓄する	3方法です。最低3日、できれば5~7日間家族の特性(高齢者、
	乳幼児、ペット等)に	応じて必要なものを備蓄しましょう。
	避難誘導や避難場所	役員用ベスト、拡声器、誘導灯、担架、リヤカー、トランシーバ
共助備蓄	で必要となる物資	ーなど
大ツ州亩	地区避難所運営で必	 発電機、投光器、毛布、カセットコンロ、石油ストーブなど
	要となる物資	光电阪、攻ルは、七川、カビッドコノロ、石油人ドーノなと

参考:公助備蓄物資【市避難所(公民館、コミュニティセンター、学校)に配備】 発電機、投光器、コードリール、携行缶、高齢者等用備蓄食糧、毛布、携帯トイレ

(3)共助備蓄物資整備補助制度の概要

手	続	き	受付窓口	防災対策課
窓		ū	相談窓口	防災対策課、市民防災センター
٤	_	象る	①避難誘導または 避難場所に必要 となる物資	役員用ベスト、拡声器、誘導灯、担架、リヤカー、トランシーバー、この他これらに準ずるものとして市長が認めるもの
物	助備	蓄	②地区避難所運 営に必要とな る物資	発電機、投光器、毛布、カセットガスコンロ、石油ストーブ、この他これらに準ずるものとして市長が認めるもの
補の	助	金額	災害時の避難所 を「市避難所」と する場合	■対象となる物資 □避難誘導または避難場所に必要となる物資・・・① 補助金の額【限度額:200,000円】 10万円以下の場合:購入に要した額 10万円を超える場合:10万円と10万円を超える額に 2分の1を乗じて得た額とを合算した額 (例)購入金額200,000円−100,000円)×1/2=150,000円
			災害時の避難所 を「自主防災組織 で運営する地区 避難所」とする場 合	■対象となる物資 □避難誘導または避難場所に必要となる物資・・・① □地区避難所運営に必要となる物資・・・② 補助金の額【限度額:300,00円】 当該購入に要した経費
補の	助交	金付	口平成23年度までの物資の補助を受引いた残りの額が(例) 平成22年にの場合300,000円	防災組織設立後1回限りとなります。 に旧規定による補助金を受けた自主防災組織が①、②について ける場合は限度額300,000円からすでに受けた補助金を 、補助限度額となります。 200,000円の補助を受け、この度、避難誘導物資を購入 -200,000円=100,000円 限度額100,000円となります。

5 安否確認の仕組みの構築

災害が起きたときに最も大切な活動のひとつに、「**住民の安否の確認**」があげられます。 いざというときに無事かどうかを確かめ合う体制が整っていることは、地域のみなさんの 大きな安心につながります。

全国的には、安否の確認を効率的に行う仕組みが住民のみなさんの知恵でさまざま生まれています。こうした事例を参考にして、隣組単位などで安否確認の仕組みを構築していきましょう。

(1) 山形市内での安否確認の仕組みづくり事例

小白川町第3区防災会では、 安否確認の仕組みも備えた「防 災用非常持出袋」を配布しています。非常持出袋には、自主的 災組織名と安否確認のための。 と野にはその非常持出袋を と野らし合わせて必 員名等」と照らし合わせて避難 してきているととし、「防災所難 してきているととしてが るようにする仕組みです。なお、 非常持出袋の中身は、各自が 備することになっています。



この方法は、安否を確認するために有効な手段であるとともに、住民のみなさんの自助 備蓄の促進にも大きな効果をもたらしています。

防災用会員名簿

小白川町第3区防災会

【 第 ブロック】 【 組 名 ― 】

非常持 出袋	氏 名	住	所	電話	家族	備考
番号	(世帯主)	<u> </u>	171	PE 111	<i>y y</i>	min '73
		小白川町 丁目	番号		男 人 女 人	
		小白川町 丁目	番号		男 人 女 人	
		小白川町 丁目	番号		男 人 女 人	

自治会だより(小白川第三区自治会)

平成 22 年 2 月 15 日 NO135 号発行 小白川第三区自治会「自治会だより」より抜粋

いざ!!というときに備え 『防災用非常持出袋』を配布

日本は火山列島といわれ、いつどこで地震が起こっても不思議でなく、現にこれまで阪神・ 淡路、新潟中越、能登半島、宮城・岩手など大地震による大災害が発生しております。

被害を最小限におさえるには、家具が倒れないようにするとか、避難場所を確認しておくなど日頃から地震対策が大切です。

また**緊急避難時に持ち出すものを身近なところにまとめておく**ことも大事なことです。しかし、私たちは分かっていても山形だけはとか、うちは大丈夫となかなか実行できないのが現実です。

『備えあれば憂いなし』そこで**自治会(防災会)**が防災対策の一環として**『防災用非常持出袋』**を会員(世帯全員)に配布して活用してもらうことにしました。

- ① 袋に「自治会」と「安否確認のための通し番号」を付し、災害時に所有者が一目で分かるようにする。
 - ⊕ いざという時に、自宅のすぐ持ち出せるところにおく。
- ② 「**災害時安否確認**」のため袋番号と住所・氏名(家族数)電話番号等を記載した「**名 簿**」を備える。
 - ② 名簿は自治会が厳重管理する。
- ③ 「収納品目 (中身)」は各人が決め調達する。

平成22年7月12日 小白川第三区自治会 回覧より抜粋

「非常持出袋」作成の趣意

地域の防災として、災害時「自分の命と家族を護る」為に、避難先の生活必需品と安否確認ができる「非常時持出袋」とする。

- 1. 持出袋には3日間生存に必需品とし、地震災害の体験談などを参考に各家庭で決める。
- 2. 安否確認のため非常持出袋に通し番号「01~650」を印字し、災害時に所有者が「防災用会員名簿」で一目で分かるようにする。
- 3. 防災用会員名簿は自治会役員と地区担当者(各ブロック長)が厳重に管理する。

(2) その他の安否確認の仕組みづくり事例

◆ **黄色い旗で安否確認**(宮城県仙台市鈎取ニュータウン町内会)

宮城県仙台市鈎取ニュータウン町内会では、災害時、家 族全員が無事の場合は玄関先に「黄色い旗」を出すとの取 り決めがあり、東日本大震災でも威力を発揮しました。

午後2時46分の地震の後、全世帯の8割が黄色い旗やハンカチ、タオルなどで無事を知らせ、町内会役員が残りの世帯を回り、午後3時20分ごろまでに、けが人などがいないことを確認しました。

この「黄色い旗」の導入は2006年で、防災訓練でこの方法の周知に努めてきました。



(出典)消防庁国民保護•防災部防災課

『地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書』平成23年12月

◆黄色いリボン掲出運動 (広島県福山市の西学区自主防災協議会)

広島県福山市の西学区自主防災協議会では、空のワンカップ容器などに「防災カードまたは居住票(家族への連絡先を含む個人情報)」と「黄色いリボン」を入れて冷蔵庫に保管しておき、災害が発生した場合に、被害に遭わなかった世帯は、戸建住宅の場合は玄関に、マンションの場合はベランダにリボンを掲げ、遠くからでも確認できるようにしています。

黄色いリボンを掲出することで、被害のなかった家を 瞬時に判断でき、災害時に効率的な救出・救護活動を実 施することができるようにするためです。

万一被害があっても、冷蔵庫に入っている容器内の防 災カードを見て、家族の連絡先に連絡をすることができ ます。



(出典) 消防庁『自主防災組織の手引』平成23年改訂版

安否確認の方法については、P27「(2)大地震の際の自主防災組織の具体的活動」の住民の安否確認でも記載しています。

◆山形市社会福祉協議会の緊急時対応の取組み

地域に暮らす人々が協力し合い、安心して暮らしていくための仕組み作りのひとつとして、山形市社会福祉協議会では、福祉協力員の活動を通して、「福祉連絡カード」の活用を進めています。高齢者の方々へ万が一のときのために福祉連絡カードに記入し冷蔵庫などに貼ることで、一人暮らしや高齢者世帯に限らず、家族と同居していても日中一人になる高齢者や元気な高齢者も含めて「福祉連絡カード」を活用することで、緊急時に必要な情報を的確に把握でき、家族や主治医とスムーズに連絡・連携が取れます。

火事·救急車 11	9番 警	警察 '	110番	最寄りの	交番		-		
住 所 山形市				電話		_			
(家の近くの目標)				ここは	t			地	<u>×</u> です
ふりがな			男	明治・大正	·昭和		血液型		
名 前			女	年	月	日生			五
かかりつけ医	電	話		住	所		持	病	名
		_							
		_							
ふりがな			男	明治・大正	·昭和		血液型		
名 前			女	年	月	日生			五
かかりつけ医	電	話		住	所		持	病	名
		-							
		-							
■緊急連絡先として家族	医の勤務 第	- 先や親属	龙・友人の	自宅などを	記入し	ておき	きましょ	う。	
●緊急連絡先として家族 氏 名	医の勤務を		朮・友人の		記入し	ておき	きましょ 電		話
		たや親原 自宅・ 勤務地			記入し	ておき			話
		自宅·			記入し	ておき			話
		自宅· 勤務地 自宅· 勤務地 自宅·			記入し	ておき			話
		自宅・勤務地自宅・勤務地			記入し	ておき			話
氏 名		自宅· 勤務地 自宅· 勤務地 自宅·			記入し	ておき			話
氏 名	続柄	自宅· 勤務地 自宅· 勤務地 自宅·			記入し	ておき			話
氏 名 ■緊急時避難場所	続柄	自宅· 勤務地 自宅· 勤務地 自宅·			記入以	ておき			話
氏 名	続柄	自宅・動務地自務地を主動務地を記ります。		所		、ておき	- -		
氏 名 S S S S S S S S S S S S S	続柄	自宅・動務地自務地を主動務地を記ります。		所電		ておき	- -		
氏 名 ■緊急時避難場所 ■お気軽にご相談くださ 連 絡 先	続柄	自宅・動務地自務地を主動務地を記ります。		所電		ておき	- -		
氏 名 S	続柄	自宅・動務地自務地を主動務地を記ります。		所電		、ておき	- -		

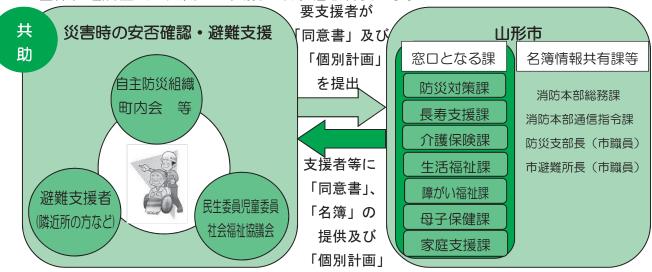
6 山形市避難行動支援制度の周知と活用

山形市では、災害時の避難に何らかの手助けを必要とされる方々を支えるため「山形市 避難行動支援制度」を設けています。

地域の民生委員・児童委員や福祉協力員の協力も得ながら、住民のみなさんへ制度を周知し登録の促進を図りましょう。また、この制度を活用し、地域が一体となった災害時避難行動要支援者の支援体制の構築を目指しましょう。

(1) 山形市避難行動支援制度とは

災害時に自力で避難することなどが困難な人が、災害が発生したときに安全を確保することができるように、市に登録し、町内会等自治組織や自主防災組織など地域の各種団体、近隣住民が共働して支援に取り組む制度です。



の送付

(2)避難行動要支援者となる方

|災害時に自ら避難することが困難で、支援を要する方

- ●75歳以上の単身高齢者・75歳以上の高齢者のみの世帯
- ●重度身体障がい者 身体障害者手帳1級及び2級所持者
- ●重度知的障がい者 療育手帳A所持者
- ●重度精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ●特別児童扶養手当1級に相当する児童
- ●介護保険法における要介護度3以上の認定者
- ●上記以外で避難支援を希望する者

■※要支援者本人の判断が困難な場合は、代わりにご家族が手続きできます。■

(3)申込み方法

避難支援を希望する方(要支援者)は、

町内会長もしくは自治会長へ御連絡の上、「申出書」を防災対策課へご提出ください。なお、「申出書」は、山形市ホームページから取得可能であり、防災対策課、公民館、コミュニティセンターなどからも請求できます。(申出書は、P54「資料3」参照)

◆避難支援者の方へ

災害時には、避難支援者の方も被災する恐れがあります。善意と地域の助け合いにより、できる範囲での支援をお願いするもので、支援できない場合や事故等が発生しても、責任を負うものではありません。

◆避難行動要支援者の方へ 日頃から積極的に地域の方とコミュニケーションを図り、良好なご近所付き 合いを心掛けていただくようお願い します。